

令和5年度 事業計画

I 基本方針

当会社では、平成26年3月に知事から農地中間管理機構(以下「機構」という。)の指定を受け、県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」や「産業振興計画の産業成長戦略」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進及び農地基盤整備の推進等に取り組んできたところです。

昨年度は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、特に外食需要が大きく減退し、品目によっては農産物の価格が大きく低迷するなど大変厳しい年でありました。また、近年にない円安などの影響で、エネルギー価格、肥料、飼料、資材、さらには生活日用品等の価格が高騰し、県民経済は大変厳しい状況が続いています。

まだまだ人々が集まる機会に制約も残る中で、当会社の事業推進活動にも影響が続きますが、今後も農業者等の皆さんとともに、関係機関・団体が一体となって担い手への農地の集積・集約化に努めてまいります。

また、国においては、「人・農地など関連施策の見直し」の検討が行われ、「人・農地など関連法の改正」が昨年5月20日に国会で可決・成立し、本年4月1日からの施行となります。この法改正により、「人・農地プラン」は市町村が策定する計画として農業経営基盤強化促進法に「地域計画」として法定化され、また、農地の貸借制度なども大きく見直しがされました。

今後とも法改正の内容が地域へ周知・浸透されますよう、市町村や関係機関と連携し、現場対応に全力を尽くしてまいります。

1 農地中間管理事業

本年度は、県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、おおむね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積目標、年間1,100haの農地集積の達成に向けて、引き続き取り組みます。

- ・令和4年度借受見込 約82ha(2月1日現在実績見込)
(令和3年度実績・・・115ha)

今回の法改正により、市町村策定の「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。

市町村は、農地の将来像を「目標地図」として明確化した上で、「地域計画」の早期策定に取り組むこととなりますが、機構としても、地域外の受け手の情報収集や意

向把握、地域への情報提供など、市町村、J A及び農業委員会等の関係機関との連携を強化し、積極的な現場活動に取り組みます。

さらに、担い手への集積が醸成された地区を中心に、P Rや働き掛けにより出し手・受け手のマッチングを図り事業推進に取り組みます。

基盤整備事業との連携については、農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を活用し、これまでの重点地区に加えて、新たな基盤整備の実施地区の掘り起こしに関係機関と連携し、取り組みます。

次世代施設園芸団地の整備を推進するため、県、市町村及びJ Aと連携し、優良農地の確保及び農地耕作条件改善事業等の基盤整備を支援します。

新規就農者の支援では、認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料の半額を、最大5年間補助することで、新規就農者の初期段階の経費軽減を図ります。

また、新規就農者向け園芸農地の確保では、機構の中間管理機能を活かして、農地の先行借受など、県やJ Aと連携しスムーズな経営開始に繋がります。

遊休農地対策については、「目標地図」の作成を通じて、地域内の農地の集積・集約化を進めます。また、簡易な整備で農地利用ができる遊休農地については、遊休農地解消緊急対策事業などを活用して、遊休農地の解消を進めるとともに有効利用を図ります。

2 農地売買等事業

機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手等に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。

3 新規就農総合対策事業

農地確保に係る就農相談活動により、新規就農へのアドバイスを行います。また、過去に貸し付けた就農支援資金の回収と管理を行います。

4 公社推進体制

本年度の推進体制は、公社本部に職員4名と臨時職員10名、県内各地域に駐在する農地集積推進支援員（以下「推進支援員」という。）は1名増員して12名の合計26名体制とします。

この他に、7市2町において、地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役として、1名を増員した17名を農地活用サポーターに委嘱します。

5 債権管理

過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討

会を毎月開催し、債務者の状況に応じて顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的な取り組みを進めます。

II 具体的な事業内容

1 農地中間管理事業

(1) 人・農地プランが「地域計画」として法定化されたことにより、市町村は、令和5～6年度の2年間で「地域計画」を策定することになりました。

機構では、昨年度導入したタブレットを活用し、推進支援員が現場協議の中でeMAFF地図（農地ナビ）を利用したマッチングに取り組むなど、現状地図の作成などに協力してまいります。

また、今回の法改正に伴い、市町村が定める集積計画と、機構が定める配分計画を統合し、機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなりました。今後は、貸借などの手続きが一本化され、市町村が処理していた案件を機構が行うことになり、機構の取扱件数が増加することが予測されます。

こうしたことから「地域計画」が策定されるまでの間は、これまで一部の市町村で実施していた集積計画の一括方式により事務の簡素化を図り、対応してまいります。

(2) 基盤整備と連携した優良農地の確保として、機構関連事業の実施地区（北川村、土佐清水市、黒潮町、四万十町）に続く新規地区の確保に向け、県、市町村等と連携し、掘り起こしに取り組めます。また、地元からの要望が多い農地耕作条件改善事業を早期実施するため、担い手への集積をさらに推進します。

(3) 本年度から、機構は「地域計画」の区域で重点的に事業を行い、区域内の農用地等の所有者等に対して農地中間管理権の取得等の協議を積極的に申し入れることとなりました。これまでの重点地区の地域については、ハード事業等の実施主体と連携を図り、早期完了を目指します。

(4) 次世代施設園芸団地の整備を推進するため、県営の農地耕作条件改善事業と連携し優良農地が確保できるよう、県・市町村等関係機関と連携して取り組めます。

(5) 地域における機構の窓口として市町村等と連携し、出し手の掘り起こしや受け手へのマッチングを図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA職員との連携を強化します。

(6) 新規就農対策としては、確実な農地確保及び経営初期の負担軽減を図るため、新規就農者農地確保等支援事業を活用し、認定新規就農者が借り受けた農

地の賃借料を最大5年間補助します。この事業は新規就農者からのニーズが高いことから、引き続き周知を図ります。

また、農地中間管理事業の借受農地管理等事業の活用も視野に、県やJAと連携して、新規就農予定者に寄り添った支援に取り組みます。

- (7) 遊休農地対策としては、遊休農地解消緊急対策事業などを活用し、解消可能な遊休農地の簡易な整備（草刈り程度）を行うなど、担い手への集積につなげて有効利用を図ります。

また、引き続き農地情報提供活動として、当公社ホームページ上で農地情報を公表しマッチングを図ります。

計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間1,100ha

2 農地売買等事業

市町村や農業委員会を通じた農家等からの申出をもとに、農地の売買を通じて、規模拡大を目指す担い手等に農地の集積・集約を図ります。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha

3 新規就農総合対策事業

農地確保に係る就農相談及び農地中間管理事業による新規就農者への農地確保支援、新規就農者育成対策（就農準備資金等）の審査業務及び就農支援資金の管理運営等を行います。

新型コロナウイルス感染症との共存の中での取組みとして、電子メールや電話などを利用した就農相談を引き続き行い、事業を推進します。

計画目標 農地に係る相談件数延べ 30回